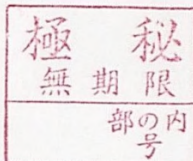


資料⑦



米ソ軍備管理交渉に対する我が国の対応に関する
省内会議開催について

87.2.12

軍 縮 課

本件会議を下記の要領で開催致しますので、同封のINF
問題に関するペーパー御一読の上、御出席下さい。

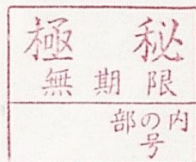
記

日 時 2月19日(木) 15:00より1時間程度

場 所 402号室

(御案内先)

総務課長、中国課長、北米一課長、安保課長、ソ連課長、
条約課長、安保政策室長



米ソ軍備管理交渉に対する我が国の対応（その1—LRINF問題）

87. 2. 9

軍 縮 課

1. 基本的考え方

長射程（LR）INFについては、これまで、米ソの核がグローバルに均衡（equilibrium）している限り米国の対ソ核抑止力は我が国との関係においても有効に機能する、との前提に立って議論してきた。即ち、米ソ全面戦争の場合以外、SS-20をも含むソ連の核が我が国に打ち込まれるシナリオは殆んど想定できないとの前提の下に、主として政治的に米ソ間の合意が我が国との関係において如何なる影響を及ぼすかに注目してきた。

具体的には米ソ間の合意が、（1）米国とアジア・太平洋諸国との政治的関係に如何なる影響を与えるのか—欧州との対比においてアジア・太平洋諸国、就中、我が国の安全保障を軽視するものではないか、（2）米国の核抑止力（extended deterrence）に如何なる影響を与えるのか—アジア・太平洋における米国の核に関する議論を誘発するものではないか、総じて、以上の議論が日米安保体制に如何なる影響を与えることとなるのかを判断の基準としてきたと言える。

2. 政治的問題点

（1）上記1.（1）の政治問題の観点からは、LRINFの欧州とアジアにおける「同時かつ比例的」削減乃至全廃の立場の貫徹が特に重要となる。この立場の貫徹を若干緩和せざるを得ない場合であっても、欧州との対比においてアジアだけが犠牲にされたのではないとの説明が十分可能な条件を確保しておく必要がある。この意味で、現在米ソ間で一応の合意があるとされる“欧州ゼロ、ソ連はアジア部に、米国は米国にそれぞれ100弾頭保有”のラインについてさえも次の様な問題が生じ得る。即ち、LRINFに関する米ソ間の合意は、ソ連の立場からするとSDIと結び付いたパッケージ提案であり、ソ連がINFを再びSDIと切り離す場合にはINFについて数歩後退した案を出してくる可能性の方が高く、

(イ) グローバリズムの否定、(ロ) 欧州ゼロからの後退とアジア100からの後退、(ハ) 英仏核の再度の算入、等を言い出してくるものと予想される。特に(イ)及び(ロ)については我々として予め検討しておくべき問題である。

(2) グローバリズムの問題については欧米諸国においてもNATOの諸宣言等に見られる通り既に明確な認識があると言えるが、引き続きグローバリズム堅持の重要性をリマインドしていくことは必要であろう。

(3) “欧州ゼロ、アジア部100”からの後退の問題を検討するに当たり、次の様に整理できる。即ち、我が国として既に表明済みの立場は、(a) ①欧州、アジア共にゼロ、②欧州ゼロ、アジア100弾頭、③欧州、アジア共に100弾頭、については可、(b) ①欧州ゼロ、アジア凍結(171基×3弾頭=513弾頭)は不可、②欧州ゼロ、アジア50パーセント削減(513÷2=257)については不可なるも、例えばソ連中央部にソ側INFを集める等、アジアのみが脅威を引き受けているのではないことを示し得るようにできれば、最終的には受入れ可、というもの。従って現在検討すべきは、第一に欧州がゼロの場合のアジアの許容弾頭数は幾つ位かの問題であり、第二に欧州に一定数、例えば100弾頭残る場合のアジア許容弾頭数は幾つ位かの問題である。

(イ) 欧州ゼロの場合、アジアに100弾頭残存することについては、最終的なグローバル・ゼロが確保され、そこに至るプロセスが明確になることを条件に受入れ可能との立場を表明済み。他方、50パーセント減の260弾頭についてはソ連中央部に集中する等の手当がなされている場合には最終的に受入れ可との立場を表明済み。従って何等かの手当がなされている場合にはこれまでの行きがかり上260弾頭までは受入れざるを得ないとも言える。しかし欧州ゼロ、アジア100弾頭が今や国民周知のものになった以上、これよりアジアのみが更に後退した案は相当強い補強材料がない限り我が国としてより一層受入れが難しくなったと言えよう。よって、我が国としては①グローバル・ゼロに向けてのプロセスが明確になること、②ソ連中央部への集中等の手当がなされること、③下記3. のソ連アジア配備INFをゼロにもっていくテコがはっきりすること等が担保されない限り、アジア100弾頭からの後退に同意することは難しいと思料される。

(ロ) 欧州に一定数残存する場合のアジアの許容弾頭数については、「同時かつ比

例的」の基本方針が該当し、米国もこの基本方針の範囲内との了解で欧州100、アジア100の弾頭数（厳密には欧州100の場合アジアは63）を我が国に協議してきた経緯あり。しかし、欧州ゼロ・オプションに対する欧米軍事安全保障専門家の根強い反対があり、アジア・100弾頭に対しソ連内で譲歩し過ぎとの批判があり得るとの見方もある中で、欧州100、アジア200乃至300（50パーセント減）の案がソ連のみならず欧州においても力を得る可能性を無視することはできない。

欧州100、アジア200については、現在の案である欧州ゼロ、アジア100に単純に100を加えた数字であり、欧州の88パーセント削減に対しアジアは61パーセントの削減となる。「比例的」の基準を満たしているかどうかは少々疑問があるが、欧州ゼロ、アジア100に比べてより一層「暫定的」なものであるとの印象を与えることも事実である。従って上記（イ）の①及び③の諸条件が満たされる場合には受入れ不可能な案ではない。

欧州100、アジア260（50パーセント削減）については、我が国としてかつて条件付きでアジア50パーセント削減を受入れた経緯はあるも、上記（イ）の場合と同様、たとえ欧州ゼロ、アジア100から出発するにしても右数字が国民周知のものとなった現在、アジアが不利な取扱いを受けたとの印象は免がれ得ず、受入れることは殆んど不可能。

欧州100、アジア300については、最早「比例的」とはどうしても言えず（41パーセント減）、現時点においては我々のオプションの対象外と言わざるを得ない。

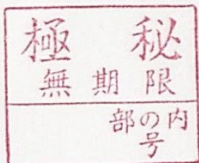
- (4) 最終的ゼロに至るプロセスについては、米側は「本条約発効後、合意された期間内に、米ソ両国は、LRINFの全廃を目標として、LRINFの追加的制限と削減に関する交渉を開始する」の文言をINF条約草案に入れることを考えている由。但し、最終的ゼロになる時期がこれでは担保されないという問題が残る。

3. 米国の核抑止力の問題

上記1. (2)の米国の核抑止力の問題については、残存するソ連LRINFをゼロにもっていくテコが存在するかどうか鍵であると言える。テコが存在すれば、アジアにおける米の核に関する議論を避けることができるからである。

この点、従来、このテコはないとの前提で議論がなされてきた。故に最終的なゼロに関する米ソ合意とそこに至る過程が明確になることが極めて重要であるとの立場をとってきた。今次日米軍備管理・軍縮協議において、米側より米 I N F をアリューシャン列島の先端シエミヤ基地に配備した場合にはソ連の 400 の目標を叩くことが可能であり、理論的可能性をデールする軍備管理交渉においてはこれでもテコになり得る、との説明がなされた。米国が自国内に I N F を保有し、アラスカに配備する権利を保持することによりソ連 I N F を将来ゼロをもってゆけるとの説明が可能かどうかは、この意味で特別の重要性を持つことになる。すなわち、このような説明が可能になる場合には、最終的ゼロに至る過程が明確にされなければならない度合がかなり弱まるからである。

なお、米国配備の I N F を欧州に対する追加的戦力ととらえることについての米側の非公式の反応は、危機の場合は通常戦力を含め全ての米戦力が追加的戦力となる訳であり、I N F だけを切り離して考えることはできず、また、ソ連との関係においても特に意味をもつとは思われないというもの。



米ソ軍備管理交渉と我が国の対応（その2-SRINF問題）

87. 2. 9

軍 縮 課

1. 現状及び見通し

- (1) SRINFは、飛距離の長短に応じ軍事安全保障上の役割乃至効果に差異が生じる点に着目して、1,000～500キロメートルのものと500～150キロメートルのものに分けられている。前者はLRINFとともに“戦域核”として取り扱われ、後者はSNF（短距離核戦力）とともに“戦術核”的に使用され、そのように取り扱われる傾向にある。
- (2) ソ連は、前者の長射程SRINFについて81年から開始された（その後一時中断）INF交渉において時折、一定の制限を加えることに応じる姿勢をとったことあり。レイキャヴィクにおいても“凍結”に同意（但し、米ソともに現状“凍結”との立場、米側の立場は“凍結”されたソ連の水準にまで米側に配備の権利あり、というもの）。後者の短射程SRINFに関する立場については、不明な点多し。SRINFの対象地域を欧州に限定しており、LRINFにつきアジア削減に応じた後も、この立場は不変。
- (3) 米側は、米ソ交渉においてNATO、特に西独の強い要請によりSRINFについて一定の制限を設けることを主張。西独は射程距離の長短にかかわらずSRINFを全体として規制すべしとの立場をとっており、NATOも同様の立場。米国は、長射程SRINFにつき上記（2）のカッコ書きの通り米ソの“同等の権利”を主張（ソ連は米ソの不均衡な現状を凍結する案と対立）。500キロメートル以下の短射程SRINFについては、ソ側がとにかく交渉に同意さえすれば可との立場。SRINF全体についてグローバル規制を主張（西独を初め他のNATO諸国も同様の立場）。
- (4) LRINFに関する合意の成立は、SRINF問題の解決と結び付いているところ、LRINF合意成立への圧力が強まることはあっても弱まることはないと考えられ、SRINFについても合意成立への圧力が強まる事態は十分予想され

る。その場合、①ソ連SRINFのアジア配備は質量ともに欧州の比ではなく（アジア1に対し欧州4）、②一部我が国を射程距離内におさめているとは言え、対象は主として中国である、等の理由により、グローバル制限の立場をとり続けることが合意を遅らせていると認識される場合には、欧州を中心に欧州とアジアを切り離して交渉すべきであり、欧州のみでも合意成立を期すべし、との主張が強まる事態は十分予想しておくべし。

2. 我が国に対する影響と対応

- (1) 射程距離1,000～500キロメートルの長距離SRINFの一部（SS-12, 12基）は、ウラジオストック東北方（ノヴォシツエフカ）に配備されており、ほぼ我が国北半分を射程距離内においている（樺太に配備された場合もほぼ同様）。この数が相当増加し、かつ、我が国内においてパブリシティを与えられる場合には、欧米での本件に関する議論の成行きにも左右されようが、我が国の安全保障に対し基本的にLRINF（SS-20）の場合と同様の影響を与えるものと判断される。
- (2) 射程距離500キロメートル以下の短距離SRINFについては、特にアジアにおいては、通常戦力と一体となった形で使用されることとなろう。逆に言えばこの種兵器は単独で他と独立した形で核議論を誘発することはないと判断され、我が国の通常兵器の整備乃至対ソ軍運用の観点からの検討を迫られよう。
- (3) 上記（1）の問題に対しては、①SRINFの移動性を強調しつつ、②この種兵器がLRINFと同様の日米欧分断の効果をもち得ること、③SS-20で避けたかったアジア・太平洋の核論議を誘発し、米国の抑止力の問題を惹起しかねないこと、等を指摘の上、引き続き特に欧州に対しSRINFのグローバルな解決を求めていくことの重要性を認識させていくべきものと思料される。

この関連で、我々の依存している米国の核抑止力の根源は、グローバルな米国の核戦力であり、核戦力の分断された形での地域的討議は本来意味をなさない点を、特に欧州に対し、リマインドし続けていくことが不可欠である。

極秘
無期限
部の内号

決 裁 書

0
5日
正午
官統に提出済み

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 国際連合局長 審議官 参事官 軍縮課長 企画官 首席事務官	保存期間 1類 (永久) 2類 (10年) 3類 (5年) 4類 (1年) 起案 昭和62年3月4日 決裁 昭和 年 月 日 起案者 電話番号 渡辺 2360
--	--	--

協議先

~~北米第一課長~~

~~安全保障課長~~

ソヴィエト連邦課長

コッパ(控)

下記の件に関し決裁を求めます。(関係文書別添)

件名
 (対総理・官房長官ブリーフ資料)
 ソ連のINF分離提案

ソヴェト意邦課長
[Signature]

国際連合局長 [Signature]
審議官
参事官
軍縮課長 [Signature]

(対総理・官房長官ブリーフ資料)

ソ連のINF分離提案
(その1)

62.3.4
軍縮課
ソ連課

2月28日、ソ連はテレビニュースにて発表されたゴルバチョフ書記長の声明のなかで、INFを他の問題と切離して「個別の協定を締結」する旨提案（提案骨子別添1）。これに対し米国は2日、これを「積極的な出来事」とし、「歓迎」する旨のコメントを出した（欧州等主要国の反応振りについては別添2参照）。

1. 全般的コメント

- (1) 今次提案は、基本的にはレイキャヴィクでのINFに関する“潜在的”合意を確認の上、INFを他の分野と切離すこととしたもの。
- (2) INF合意を他の分野から切離すとの点自体は、レイキャヴィク以前のソ連の立場にもどったもの。しかし、ソ側が全てをパッケージとし、INFをSDIと再びリンクさせたことが、INF合意の最大の障害と見られていただけに、今回の再度の切離し決定は、交渉の実質的進展の可能性を高めるもの。
- (3) 米側としても、ソ側の軍備管理問題に関する積極的イニシアティブを期待していた節もあり、米側もこの機会をとらえて動き出す可能性があり、この点からも軍備管理交渉が進展する可能性は大と見るべきであろう。（但し、細部のツメには未だ問題点有。3. 後述）

2. 提案の背景

- (1) 米側は、レイキャヴィク直後からレイキャヴィクにて合意のあった点となかった点を文書にしてつめていく実務的作業をソ連側に迫るも、従来ソ連はこれを拒

否。しかしながら、本年1月第7ラウンド開始前のヴォロンツォフ外務第一次官のソ連側交渉団長任命を契機にむしろソ連側からこの作業を求め、少なくともスタイルとしてはこれまでと一変して実務的交渉が行なわれて来た経緯有り。米国の実務者レベルでは、ソ連は夏頃をメドに「フレームワーク・アグリーメント」の作成を望んでいるとの感触を有していた。

(2) 今回ソ連側がINFとSDIの切離しに踏切った背景としては、

(イ) ソ連が、レイキャヴィク後SDI阻止を主眼とした宣伝攻勢を展開したにもかかわらず、最近、米国政府がSDI段階的配備・ABM条約広義解釈への動きを見せる等一向にソ連の攻勢が効を奏する気配がないこと、

(ロ) 逆に、欧州INFゼロは、NATO側として政治的にコミット済みであり受入れざるを得ない反面、欧州INFゼロによる既配備核システムの撤去を通じソ連として欧州非核化への運動に一層の弾みを付け得る等INFの政治的武器としての可能性に着目したこと、

等が考えられる。

3. 今後の見通し

(1) INF暫定合意の早期成立の可能性については、次のような問題を依然として残しており、ジュネーヴのNSTの場で実際にどれ位協議が進展するかは、NSTでのソ側の実際の行動を見定める必要がある。

(イ) 最大の問題となっている検証問題につき、今次提案にて具体的言及がないところ、既にソ側は検証の原則事項には同意している模様なるも、細部につき今後の具体的対応振りに注目の必要があること。

(ロ) SRINFの削減及び廃絶のための交渉についても、「直ちに」となっているものの、依然具体的な期限が設定されておらず、対象が網羅的でなく、更に、削減対象地域に言及なし。

(ハ) 我が国をも含む西側の強い主張である、LRINFの暫定合意後のグローバル・ゼロにコミットしていないこと。

(ニ) ソ側が、欧州とアジアのLRINF削減協定を個別に締結する意向とも受取

られ、INF問題のグローバリズムが概念として否定されていること。

(ホ) 米国配備分につき、アラスカ配備の権利留保を認めるか否かが不明であること。

(ヘ) アジアに残存するSS-20の配備場所につき、ソ連が一定の規制を受入れるか否かが不明であること。

(2) なお、米国側は本日にもINF協定米側ドラフト(当方入手済み)をソ側に提示する予定。(右に対するコメント別項)

4. ゴルバチョフ来日問題に与える影響

(1) ゴルバチョフ書記長は、国内的には、現在「建て直し」路線に精力的に取り組んでいるが、1月末の中央委総会を乗り切り、内政に没頭する時期から転じて、外交に腰を据える余裕が出てきていると思われる。(注)

(注) 3月2日のベススメルトヌイエフ外務次官の記者会見(於 ソ連外務省)
(ゴルバチョフ書記長の訪伊日程関連)

「ソ連指導者と各国指導者との接触の日程案の検討は、現在最終段階に入っており、これが終了すればいつ、どこへソ連の指導者が行くか、また、いつ、どこから指導者がソ連を訪問するか明らかになる。」

(2) 今般の軍縮交渉に関するゴルバチョフ声明については、今後検証の問題も含めてジュネーヴでの軍縮交渉の場で具体的に検討されることとなるが、右を契機として、今後の米ソ関係が早期に動き出す可能性が大きい。ゴルバチョフ書記長は、米ソ関係に一定の進展がみられた時期を平和攻勢のために好都合な訪日時期として第一に選択してくる可能性があり、今回の動きは訪日問題に良い影響を与えよう。

(3) シェヴァルナツェ外相が1日よりの豪州・アジア諸国歴訪を控え多忙との由で、鹿取大使は「シェ」外相に出発前には会談できなかった。しかし、2月27日鹿取大使が新しく対日関係をも担当することになったログァチョフ次官を表敬訪問した際、先方は「シェ」外相帰国後できるだけ早く会談をセットする旨約した。鹿取大使は、その会談において、先般の帰国中に総理、官房長官、外務大臣と協議

され指示を受けた「ゴ」書記長来日問題に関する我が方の考え方を「シェ」外相に伝達することになるが、その際、先方の感触もできるだけ探りたい。

極 秘
無 期 限

部の内
号

決 裁 書

大 臣 秘 書 官 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主 管	国際連合局長 <i>電</i> 審 議 官 参 事 官 軍 縮 課 長 <i>電</i> 企 画 官 首 席 事 務 官	保 存 期 間
			1 類 2 類 3 類 4 類 (永久) (10年) (5年) (1年)
			起案 昭和62年3月4日
			決裁 昭和62年3月5日
		企 案 者	電 話 番 号
		渡辺	2360

協議先

後藤清

交保課長

佐藤

下記の件に関し決裁を求めます。(関係文書別添)

件 名 *(対総理・官房館ブリーフ)*

米 国 INF 協 定 ド ラ フ ト

米ソ軍備管理交渉（INF米側ドラフト）

- (1) 米側INF協定テキスト入手。主要点ととりあえずの評価別紙の通り。
- (2) テキストに記載されている事項自体は、我が国として従来要望してきたことと背馳するものなし。ゼロ・100合意が暫定的なものであり、最終的な全廃に向けて交渉を継続することが明記されている点は評価すべきもの。
- (3) 問題は、テキストに書かれていない部分。従来よりの意見交換を通じ米側も十分我が国の立場を分っていると思うが、本格的な交渉が開始されるいわば第一歩ということもあり、従来主張してきたことと重複するものが大部分なるも、改めて我が国の立場乃至要望をとりまとめて米側に申入れるべく準備中。とりあえず、
- (イ) LRINF全廃に至る継続交渉の開始時期の明記なし（ブランク）、
 - (ロ) ソ連中央部への集中配備の記載なし、
 - (ハ) 米国のアラスカ配備の権利留保の明記なし（米国領土とのみ明記）、
 - (ニ) 削減・全廃に至る三段階各段階の削減レベルの明記なし（比例的削減の保証なし）、
 - (ホ) SRINFの規制（地域の限定なく一応グローバル規制を念頭においている）等の諸点につき当方の考え方を伝えることを検討中。

米ソ軍備管理交渉
(INF協定ドラフト)

62.3.4
軍縮課

今回入手したINF協定ドラフトの内容のうち、主要事項の取扱い及び、右の評価以下の通り。(尚、本ドラフトから検証に関する条項が欠落しているが、右条項については、NATO諸国と未だ協議中のためなる由。欧州NATOのLRINF配備国の中には、国内法との関連で現地査察にかかるソ連査察団の受入れが困難な国もある模様であり、かかる点の協議が行われているものと思われる。)

1. 主要事項の取扱い

(1) LRINFの削減

(イ) 条約発効後3年又は、1991年12月31日(軍縮課注:レイキャヴィクでは、91年までの5年まで削減することで合意)のいずれか遅い時期までに、米ソ両国は、長射程の地上発射弾道ミサイル(GLBM)及び長射程の地上発射巡航ミサイル(GLCM)の弾頭数を100弾頭まで削減。

(ロ) 残存するミサイルは、両国の欧州以外の領土に配備(同注:欧州以外の第三国に配備しない)。(ソ連欧州部は、東経60度(同注:ほぼウラル山脈と同じ)以西とする。)

(ハ) 削減は3段階で実施し、各段階毎の上限を欧州部及びアジア部それぞれに設定。(第3段階で欧州ゼロ、アジア100となるも、第1段階、第2段階の上限は未定。)

(2) 全廃に至るプロセス

条約前文にて、双方の全ての長射程INFの全廃にコミットする旨明記し、第

1条においても全廃のための第一歩である旨明記。更に、第13条にて、本条約発効後、一定期間（未設定）内に、双方はLRINFの全廃を目標とする一層の制限と削減のための交渉を開始する旨明記（注）。

（3）LRINFの配備地域と移動

（イ）条約発効後、欧州以外でかつ、保有国の領土外にLRINFを保有しない。

（ロ）ソ連は、1985年12月末現在LRINFを配備している欧州外の基地の内、NATO欧州に最も近い基地（当課注：ノボシビルスク）からのNATO欧州までの距離よりもNATO欧州に近い所にLRINFを配備しない。

（4）SRINFの規制

双方は、既配備のSRINF（ソ連のSS-23（500km）以上、SS-12（700～900km）以下の射程を有するもの）ミサイル及び発射基を一定数（未設定）に制限する。

（5）条約の期限等

（イ）本条約は、次の合意成立まで有効。

（ロ）6ヶ月の事前通告で条約からの離脱可。

（ハ）条約発効後5年後及びその後は5年毎に条約の再検討を実施。

2. 評価

（1）LRINF全廃のための継続交渉

本条約を全廃に至る第一歩と位置付け、暫定合意の性格付けがなされていると考えられるものである。従って、全廃を目標とする継続交渉が明記されている点は評価すべし。

本件に関する若干の問題点として、（イ）交渉開始時期を条約発効後の一定期間内としているに留り、明確な期限を設定していないこと、及び（ロ）我が国が主張してきた全廃に至るプロセスについても必ずしも一々明確になっていると言い難いことを指摘し得る。（イ）については、未だソ連が少なくともINF交渉において全廃にコミットしていない点を考慮し、継続交渉の開始期限のみは交渉マターとして残すとの柔軟性を示す意向とも推察されるが、我が国としてでき

るだけ早く交渉が開始されることが望ましい。

(2) 米国のアラスカ配備の権利留保

配備地域の規制については、欧州に明示に脅威となるような地域へのソ連のSS-20の配備を排除すべく、ノボシビルスク以西の配備を禁止する規定はあるも、米国のアラスカ配備の権利留保、乃至ソ連アジア部最東端の基地からの撤去については何らの規定もなされていない。但し、少なくとも米国については、「米国の領土」内に配備との規定により、アラスカ配備の権利を留保していると考えられる。他方、ドロビナヤからの撤去に言及がない点は不十分とも言い得る。来^従の米側の説明は、SS-20の100弾頭(発射基33基)は、経済的理由だけから言っても特定地域に集中配備せざるを得ないと考えられ、ドロビナヤを言い出せばソ連もアラスカを言い出してくるので出さないでいるというもの。

本件との関連において、3段階削減の各段階の残存数につき、欧州とアジアにそれぞれ個別の上限を設定することとなっているも、右上限が未定であるところ、かかる上限設定に際しては、欧州とアジアに比例的削減の原則を確保することが肝要と思われる。

(3) SRINFの規制

本件は、規制のレベル設定(現段階では未設定)如何により、ソ連の現保有数の凍結に留らず、削減にまで至らしめ得る表現となっており、また、条文中にて対象地域の特定がない点は、グローバルな規制を意図したものと見ることは可。

他方、SRINFの一層の削減にかかる交渉及び、射程がSS-23(500 km)以下のSRINFの規制に関する交渉については、何らの言及もなされていないところ、本件に強い関心を有するNATO諸国とりわけ西独の対応が注目される。

(参考)

I N F協定ドラフト(骨子)

中距離核ミサイルの制限と削減に関する条約

前文 : あらゆる種類の長射程 I N Fミサイルの全廃にコミット

第1条 長射程 I N Fの全廃に向けた第一歩として、右を制限し削減する。

第2条(定義)

第3条(L R I N Fの制限と削減)

- ・欧州ゼロ、欧州以外の双方の領土内に100弾頭。
- ・3段階削減。
- ・領土外配備の禁止。
- ・ノボシ以西の配備禁止。
- ・新たな長射程G L C Mの禁止。
- ・3弾頭を越える弾道ミサイルの禁止、多弾頭巡航ミサイルの禁止等。

第4条(S R I N Fの規制)

- ・一定数(未設定)に制限。
- ・SS-12以上、パーシングII以下の射程のミサイルの禁止。
- ・多弾頭化禁止。

第5条(見做し条項)

- ・全ての弾道ミサイルは核装備。巡航ミサイルは非核の証拠がなければ核装備。

第6条(配備地域の指定)

第7条（データ交換及び相互通報）

第8条（破壊手続）

第9条（検証）－欠落

第10条（検証にかかる国内の技術的手段）

第11条（協議委員会）－名称未定

第12条（条約の有効期限と離脱手続）

第13条（全廃のための継続交渉）

第14条（改正と再検討）

第15条（国内法の遵守）

極 秘
無 期 限
部の内 号

決 裁 書

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 村外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管	国際連合局長 審 議 官 参 事 官 軍縮課長 首席事務官	保 存 期 間	1 類 2 類 3 類 4 類 (永久) (10年) (5年) (1年)
			起案	昭和 62 年 4 月 17 日
			決裁	昭和 年 月 日
			起案者	電話番号

軍縮課長

協 議 先

北米局長 }
 (コピー)
 木一長
 米野長

欧亜局長 }
 (コピー)
 欧ノ長

情報調査局長 }
 (コピー)
 情安室長

下記の件に関し決裁を求めます。(関係文書別添)

件 名

総理御訪米用資料 (INF問題御発言要領)

18日の次官室会議を踏まえたライン。(本20日の総理勉強会で使用)

(総理御訪米用資料)

I N F 問題総理御発言要領

1. (冒頭発言)

貴大統領が、西側同盟全体の安全保障及び同盟国の団結という基本をしっかりと踏まえてソ連に対処されてきている点に心からの敬意と支持を惜しまず。

2. (LRINF問題)

(1) 我が国としても、貴大統領が81年以来堅持しておられるグローバル・ゼロが最善の解決策と確信。貴国が、アジアの国々の関心に配慮し、また検証を完全なものとするためにLRINFの全廃に向けて全力を尽くされている点に感謝。今後ともグローバル全廃を力強く主張していかれることを期待。

(2) 何等かの妥協を図らざるを得ない場合にもその場合の合意はあくまでも暫定合意。最終目標がグローバルな全廃であること、及び暫定合意から最終目標に至るプロセスが明らかになること、特に継続交渉の早期開始が確保されることが著しく重要。これらの点に関し貴大統領の御賛同を得たい。

(3) ソ連は、アジア残存SS-20と米国のSLCMあるいはFBSとを結び付け、アジアでの核議論を誘発せんと懸命の努力。このリンケージを認めれば、アジア・太平洋の米国の作戦にも重大な支障を及ぼす。貴国がこのリンケージを断固拒否されることが我々の安全保障にとり不可欠と確信。

暫定的なものとは言え、アジアに100弾頭残る場合、これを全廃するためのテコは何かをめぐって生じる上記のようなアジアの核バランス論を避けるためにも、対ソ交渉のテコとして貴国が米国に残存することになるINFのアラスカ配備の権利を堅持されることを希望。

(4) 我が国のソ連中央部へのSS-20の集中提案は、日米関係への否定的影響を少しでも少くするためのもの。この可能性についても引き続き探求願いたし。

ることを懸念。このように、全廃反対の声も強いが、同時に全廃を求める国民世論も根強くハンドリングは仲々困難。

(二) NATOとして早期に結論を出すべしとの方向なるも今後の成行きは楽観を許さず。

3. (SRINF問題)

- (1) SRINFについてもグローバル規制と米ソの平等の原則が貫徹されることが望ましいとの考え。特にSRINFの高い移動性に照らし、グローバル規制こそが西側全体の安全に資する所以と確信。

SRINFが欧州で全廃され、あるいは欧州で大幅に削減され、アジアに相当数残存する場合には、LRINFと同じ議論が生じ、我々の安全保障に否定的影響あり。SRINFについても我が国としては、グローバル規制と欧州とアジアの同様の扱いが最善。

- (2) SRINFについては、欧州において安全保障をめぐって真剣な議論が行われていると承知(注)。我が国としては、我々同盟内において、中長期的視野に立ち安全強化に資する最良の解決策として到達する結論については、これを支持する所存。このコンセンサスに達するプロセスが円滑に進む事を切望。我が国としては、LRINFの場合と同様、SRINFについてもゼロ・オプションはアジア・太平洋にとり望ましいとの判断。

(注) SRINFに関する西欧主要国の立場

- (イ) LRINFゼロ・オプションは、柔軟反応戦略に穴をあけ、デ・カップリングの議論を強めるため、軍事安全保障上は間違いであったとの認識が一般的であり、更に欧州を他の地域から切り離し、非核化のプロセスを加速することになるとの懸念も強い。SRINFゼロ・オプションについても基本的に同様の認識であり、特に柔軟反応戦略上ランス(120~30km)・システムは不可欠との立場。
- (ロ) 英仏は、上記(イ)の理由に加え、欧州非核化により英仏核がシングル・アウトされることを警戒。SRINF全廃案には消極的。
- (ハ) 西独は、SRINF(射程500~1,000km)全廃により射程の関係で西独のみに地上配備核システム(SNF)が配備されかねず、結果的に両独(両独の東西の幅約500~700km)にのみ核が集積する事態となること、中欧非核回廊構想(東側及び西独社民党イニシャティヴ)にモメンタムを与え

総務課長印

※総第

※昭和 年 月 日 秒受付

暗 略

極 秘
無 期 限
部の内
号

(回覧番号)

電 信 案

電信課長

大 臣
秘書官
政務次官
事務次官
村田 外務審議官
外務審議官
官 房 長

主管
国連局長
審 議 官
軍縮課長

※発電係 1 2
起 案 昭和 62 年 4 月 2 / 日
起案者 渡辺 (国軍) 電話番号 2360

(※印刷内は電信課記入)

協議先
~~北米局長~~
北米一課長
北米局長

在 米 大使 総領事 あて 外務大臣 発

件名 総理訪米 (INF 問題)

主管・文書記号 国連局長 ※電番 大至急 至急 (優先処理) パターン・コード

転電・転送・転報 在 大 使 ・ 総 領 事 あ て 大至急 至急 普通 (優先処理)

[限定配布]
高田多穂 世貞とてへき
前田 念法 まさ義と若し
成すのミトは なるも思や
本電は 登等とてへき
写す
サトウ

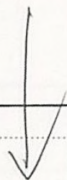
※ 本電は... (サトウ)

半側の回答... 対外... 昭和六〇・一一一改正

GB-1

外 務 省

(注意) 1 枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。



1. INF問題を中心とした米ソ軍備管理交渉
 において進展のきざしが見られる現在、我が
 国においてINF問題、就中アジア残留100
 弾頭の肉題についての関心が高まっている
 ところ、総理訪米の際、レーガン大統領より
 グローバル・ゼロを目標として交渉を続ける

事に関し明確な確認が得られることが極めて
 望ましいと考えている。ついでに、日米首脳
 2 ←

会談におけるアジアINF問題、中曽根総理
 御発言を下記(1)の通り^(9核心) 予定しているので、

し、^(例えば) 大統領より下記(2)のラインでの
 応答が為されるよう^(これは、我が国に極度の理屈、の点と別) 米側と然るべく折衝の上

結果回電ありたい。なお、わかちとして、本

マシとリ、い、は、首脳会談⁽²⁰²¹⁾後のフォローアップに公表し、この後の

プロセス・プロセスにたいして^{外務省} 話し合いと考えているので、右岸に米側にも
 伝達ありたい。

~~この現状におけるINF肉題米ソ交渉別電別電別電~~

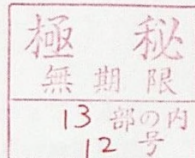
(1)

- (1) 我が国としても、貴大統領が81年以来堅持しておられるグローバル・ゼロが最善の解決策と確信。貴国が、アジアの国々の関心に配慮し、また検証を完全なものとするためにLRINFの全廃に向けて全力を尽くされている点に感謝。今後ともグローバル全廃を力強く主張していかれることを期待。
- (2) 何等かの妥協を図らざるを得ない場合にもその場合の合意はあくまでも暫定合意。最終目標がグローバルな全廃であること、及び暫定合意から最終目標に至るプロセスが明らかになること、特に継続交渉の早期開始が確保されることが著しく重要。これらの点に関し貴大統領の御賛同を得たい。

(2) アジア ENF 問題 についての 中曾根 総理の
~~見解~~ ^{新見} 完全な理解 ~~した~~。私としては、グローバル
 全廃は 大統領 就任 以来 の 一貫 した 方針 であり、
 今後 とも この 方針 ^{を堅持} ~~に 何ら 変更 はない~~。グロー
 バル・ゼロ を 目指 して 引続 き 尽 力 する こと も
 約 束 する。

中曾根

(3)



(総理訪米用資料)

米ソ軍備管理交渉の現状

87. 4. 24

軍 縮 課

1. 最近の主要な動き

- (1) 1月15日に開始された米ソ軍備管理交渉第8ラウンドは3月6日終了。INF分野のみの継続交渉も3月26日終了。
- (2) 2月28日ゴルバチョフ書記長はINF問題を他の分野と切り離す旨テレビ演説にて表明。
- (3) 3月4日米側は、INF条約草案を提示。更に3月12日NATO・INF配備国との協議を了し、右草案の検証部分(第9条)を提示。
- (4) 4月10日ゴルバチョフ書記長は、訪問中のチェコにおいてSRINFをLRINFと切り離して交渉する用意がある等、SRINFに関するソ側の立場を明らかにする提案を提示。
- (5) 4月13～15日のシュルツ訪ソにおいては、外相会談のみならずゴルバチョフ書記長、ルイシコフ首相との会談も行われ、INF問題が主要議題となり、ソ側はSRINFにつき更に踏み込んだソ側の立場を明らかにした。
- (6) 4月23日ジュネーブにおける第8ラウンドの交渉が開始された(INF分野のみ、他の分野は5月5日開始予定)。
- 尚、INF分野に関し米側は、少なくとも今秋までの継続交渉を考えている模様。

2. INF問題の現状

(1) 全般

- (イ) 米ソ共に、INF問題に重点を置いた動きが顕著。INF交渉におけるSRINF、検証、アジアINFの3つの問題のうち、今次ラウンドの当初においてはSRINFが議論の主要点となろう。

(ロ) 尚、ソ側は、第8ラウンド開始早々にも I N F 条約草案を提示してくる予定であり、右草案の内容（骨子のみか詳細なものか）が、とりわけ検証問題についての進展を占う上で重要。

(2) L R I N F

(イ) 米は残存100弾頭の全廃の可能性を引続き追及（検証の容易性と、中国、日本への配慮）。これに対しソ側は、暫定合意におけるグローバル・ゼロについては明確に拒否。

(ロ) ソ側は、適当な時期に残存分もなくなる旨述べており、グローバル・ゼロ達成のための継続交渉を拒否してはいない模様なるも、米側観測によれば、ソ連は継続交渉に応ずる場合 L R I N F 以外のシステム及び米ソ以外のシステムをも抱き合わせた交渉とすることを考えている可能性があり、要注意（例えば、この関連でソ側は、米国の太平洋地域における S L C M あるいは三次の F-16 に言及）。

(3) S R I N F

(イ) 米側は、今次シュルツ書簡（倉成大臣宛書簡は4月6日接到）にて言及されている S R I N F 規制に関する原則、即ち、

- (i) 米ソ間で平等であること。
- (ii) グローバル規制であること。
- (iii) 当初の I N F 協定の一部として規制されること。
- (iv) 米ソのシステムのみを対象とすること。
- (v) 効果的な検証が可能であること。

を踏まえた提案を、条約草案中に盛り込み済み。

(ロ) 右によれば、ソ連の S S-23 及びスケールボード、米のパーシング I a を対象とし、米ソがグローバルに同数を保有する権利を有することとなる。

但し、規制のレベル、即ちソ連の現保有量で凍結するのか、現時点で削減を求めるのか、あるいは更にソ側の示唆する全廃を受け入れるのかについて

は未定である。

- (ハ) SRINF問題に関し、NATO諸国は現在軍事戦略的分析を含め今後の方針を検討中。米国としては、5月中にもNATOとしての最終的立場を固めさせたい意向を有している模様。

現段階までの情報では、私は「欧州非核化」につながり得るSRINFの全廃に強く反対（但し、ミッテランとシラクの間で差異あり得べし）、英もこれに近いが最終的には受入れ可の方向。西独は反対の声が大きいがゲンシャーはゼロ・オプションに好意的。地理的条件、国内世論との関係等からより微妙な立場。伊、白は受入れ可能の立場。受入れられる場合にはグローバル・ゼロとの考え方は、SRINFの移動性の高さからコンセンサスになりつつあり。

- (ニ) 2月28日のゴルバチョフ声明、4月10日のチェコにおけるゴルバチョフ書記長演説、シュルツ訪ソを通して明らかにされたソ側の立場のうち、対象兵器を射程500～1,000kmのミサイルとするするとのは米ソの共通基盤となるもの。

但し、欧州のSRINFを短期間（1年以内との言及あり）で全廃する、あるいはグローバル規制を受け入れる等の示唆については、今後の交渉の場でいかなる具体的提案として提示されるかを見守る必要あり（ソ側は、LRINFと同様、欧州をゼロ、アジアに一部残す案を考えているとの情報あり）。尚、ソ側はグローバル規制につきソ連アジア部と米国内のSRINFを対象に交渉する旨示唆。

- (ホ) 米国は、パーシングIIを射程の短いパーシングIa（射程約720km：SRINF）に「換装」することを主張しているが、ソ側は、右は核削減の方向に逆行するものと非難。

（注）米側は対象となるSRINFを射程500～900kmと規定。具体的にはソ連のSS-23及びスケールボード（SS-12/22）、及び米国のパーシングIa。ソ連の配備数はSS-23、12基（全て欧州

部)、スケールボード、110基(内アジア部44基、この中で12基が日本に到達可能)。米国は、欧州配備はゼロなるも、西独から引き上げたパーシングIaミサイルを国内に貯蔵している。

(4) 検証

- (イ) 米側は、ミサイル数、発射基数及び関連施設等に対する現地査察と監視についての条約本文を提示。細部事項に関する議定書を作成中(右議定書は第8ラウンドにて提示したい意向)。
- (ロ) ソ側は、レトリックの上では前向きな姿勢を示しており、原則事項を条約本文で、細部事項及び手続事項を付属書で取扱うとの米側分類を受入れている模様。細部に関するソ連の立場は、今後提示されるソ側条約草案にて明らかにされる予定。
- (ハ) ソ側は、同盟国領土及び受注企業への査察の権利についても探りを入れ始めており、ソ側は、この問題に関し、より厳密な検証を欲していることを示し米側を困惑させようとする可能性有り。

3. 米ソの主張(INF以外)

(1) 防衛・宇宙兵器

- (イ) 米側は、ABM条約の不離脱の期間を1994年(従来は1996年)までとし、その後は他の合意がなされない限り双方は高度の防衛(システム)を配備可とする新提案を提示。ソ側は、右はレイキャヴィクからの後退と避難し、不離脱の期間はあくまで10年間を主張。但し、不離脱の期間後の問題に関する交渉期間を右10年間の中にも含める旨示唆(従来は10年の後に交渉との立場)。
- (ロ) ソ側は、宇宙に打ち上げられることが許容される装置と禁止される装置のリストにつき合意することを提案。米側は、SDIを念頭においたケース・バイ・ケースの議論は同条約の再解釈につながる恐れがあるとして拒否の立場。

(ハ) 更にソ側は、宇宙対ミサイル防衛の研究を実験室の枠内（即ち研究所、試験場及び工場での地上の作業）に制限することにつき合意すべき旨提案。米側は、法的立場として、「他の物理原則」に基づくシステムの開発、試験、配備は禁止されないと主張。

(ニ) A B M条約不離脱につき、米側は①国家の至高の利益が害される場合、及び②ソ連による条約の実質的違反（material breach）がある場合は離脱の権利ありと主張。ソ側は、無条件に不離脱を主張。

(ホ) 米側の「予測可能パッケージ」提案

①成果の共有、②双方の実験への立ち会い、③実験室の公開、④S D I活動に関する毎年のデータ交換、によりソ側の懸念を和らげることを狙いとするもの。

(ヘ) ソ側の「基本規定」提案

①A B M条約強化と戦略核兵器の5年間50%削減とのリンク、②宇宙配備許容装置リストの作成とS D I関連実験の制限（上記（ロ）（ハ）のソ側主張）、③核実験の全面禁止に向けての本格的交渉、との原則事項につき米側と合意文書作成を探求。

(2) 戦略核兵器

(イ) 戦略核兵器の運搬手段数の上限を1,600、右運搬手段数にかかる弾頭数の上限を6,000とすることで合意あり。（弾頭数の算定方式につき、I C B M、S L B M、A L C Mの各弾頭に加え、爆撃機1機をその搭載兵器にかかわらず1弾頭として算入することで合意。）

(ロ) 上記削減の期間につき、米側はA B M条約不離脱の期間との関連で7年間に延長する旨主張（従来は5年間）、ソ側は従来通り5年間で主張。（米側は、右削減期間の延長は戦略戦力組成変更を要するソ連に時間的余裕を与えるためのものと主張）。

(ハ) 弾頭数のサブ・シーリング（上記（イ）の6,000の内数）については、米側が昨年10月の提案のライン（弾道ミサイル弾頭数4,800、I C B

M弾頭数3,300、重乃至移動式ICBM1,650)を主張しているのに対し、ソ側は重ICBMを50%削減(更に具体的に1,500まで削減と言及)する旨明らかにするも、他のサブシーリングについてはソ連の戦略核戦力組成の変更を迫るものとして拒否。

(二) 検証問題についても、米側主張たる①データ交換、②兵器削減の現地監視(on-site observation)、③残存兵器の現地査察(on-site inspection)等の原則事項につき歩み寄りあり。

4. 今後の見通し

(1) 去る3月、米国はジュネーヴでINF協定草案を提示した。ソ連は、シュルツ訪ソ時に4月23日から再開されるジュネーヴ交渉(NST)の場で対案を出すことを約した。NSTの場で、特に検証条項について、実際にいかなる内容の対案を出すかがソ連の誠意を計る目安となろう。その前に、果たしてSRINFについてNATOが一致した方針を出せるかどうかの問題もある。INF協定ができないとゴルバチョフの訪米もないというのがソ連の立場である。シュルツ訪ソにより米ソ交渉が軌道に乗ったことは確実である。しかし、INFの3つの問題点(アジアINF、SRINF、検証)をめぐる今後の各方面の動向を見極めないかぎり、果たしてINF交渉が妥結し米ソ首脳会談が実現するかどうか、その確たる見通しを述べることは極めて難しいといわざるを得ない。

(2) 防御・宇宙、戦略核兵器の問題については、双方の主張の相違は残存しており、早期進展は望み薄。他方、米ソ首脳会談との関連においては、ソ側が上記3.

(1)(へ)の「基本規定」に関する合意達成を条件としてくる可能性もあり、今後の動きを見守る必要あり。

(別添)

米ソのINF

凡例；[]内保有発射基数、()内射程：km

	米 国	射 程	ソ 連	
(米側呼称)				(ソ側呼称)
戦略核 (START の対象)				大陸間 ミサイル
長射程 中距離核 (LRINF)	GLCM [208] (2,500) パーシングⅡ [108] (1,800) [計316]	5,500 1,800	SS-20 (5,000) [441] SS-4 (2,000) [112]	戦 略 ミ サ イ ル
短射程 * 中距離核 (SRINF)	パーシングⅠa [72] (720) **	1,000 900 500	スケールボード SS-12/22 (900) [約120] SS-23 (500)	作戦・戦術 ミサイル
短距離核 (SNF)	ランス [約140] (120)	150	スカッドB (300) [700以上] SS-21 (120) [約900] フロッグ (70)	戦術ミサイル

* 米側定義によれば、500～1,800kmの射程を有する地上発射ミサイル。但し、米ソ両国とも900～1,800kmのミサイルは保有していないため、実質的には500～900kmとなる。

** パーシングⅠaについては、西独空軍の所有(核弾頭のみ米軍管理)であるので、交渉における扱いは未定。

資料⑩

4. 軍備管理・軍縮

(1) 米ソ戦略核兵器削減交渉 (START) 及び防衛・宇宙交渉 (D&S)

米ソ両国は85年のジュネーヴ首脳会談以来、戦略核兵器の50%削減につき基本的に合意しているが、それに基づく戦略核兵器削減交渉においては依然として種々の相違点が残されており(別表参照)、INF全廃条約成立後の集中的な交渉努力にもかかわらず、88年11月、いったん休会となった。

[別表]

STARTの合意点・未合意点

1. 主な合意点

(1) 戦略核運搬手段: 1,600基まで

弾頭総数 : 6,000発まで (SLCM [海上(中)発射巡航ミサイル] は除外)

(2) ICBM(大陸間弾道ミサイル)とSLBM(潜水艦発射弾道ミサイル)の弾頭数合計は4,900発まで

(3) 重ICBMは運搬手段154基、弾頭数1,540発まで

2. 主な未合意点

(1) SDI(戦略防衛構想)との関係

(2) SLCMの取り扱い

(3) 移動式ICBMの取り扱い

(4) ALCM(空中発射巡航ミサイル)の射程及び算定方法

(5) 検証体制

ブッシュ米新政権は発足以来、対ソ政策全般にわたる戦略的見直しを慎重に取り進めてきたが、89年5月の米ソ外相会談(モスクワ)におけるSTART交渉の再開合意に従い、6月よりジュネーヴにおいて新ラウンド(レーガン時代から数えて第11回目)が開始された。開始早々、米側から検証問題に関し新たな提案が行われたが、米ソ両国の残された主要対立点に変化は見られず、再開後の交渉にはなお困難が予想される。

STARTと並行して行われている防御・宇宙交渉も89年6月に再開されたが、対弾道ミサイル制限(ABM)条約の下で許容される活動等につき、依然として両者間の隔たりは大きい。

第4項 軍備管理・軍縮の促進

1. 軍備管理・軍縮の現状

この1年間、米ソ両国が新しい関係に入り、東西関係が大きく改善に向かう中で、軍備管理・軍縮についても真剣な努力が継続された。

(1) 米ソ間の軍備管理・軍縮

米国とソ連との間の戦略核兵器削減交渉(START)は、89年後半以降の数次にわたる外相会談を通じ大きく進展した。これは主としてソ連側が、従来主張してきた立場(防御・宇宙交渉とのリンク、海洋発射巡航ミサイルの取扱い等)を順次変更したためである。90年6月の米ソ首脳会談では、これらの成果をまとめた基本合意文書が発表された(別表参照)。ジュネーヴにおける両国代表団はこれをうけて90年中に条約に署名することを目指して更に交渉を続けている。

なお、6月の米ソ首脳会談では、化学兵器の生産停止、保有化学兵器の大幅な削減等を内容とする米ソ化学兵器廃棄協定が署名された。また、同会談においては米ソ地下核実験制限条約及び平和目的核爆発条約^(注)に関し、その検証方法を定めた議定書が署名された。

[別表]戦略兵器削減交渉 (START) 基本合意

1. 戦略核運搬手段:1600基・機までとする。
2. 戦略核弾頭:6000発までとする(海上・海中発射巡航ミサイル(SLCM)を除く)。
うちミサイル弾頭:4900発までとする(大陸間弾道ミサイル(ICBM)と潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)の合計)。
3. 重ICBM:154基(運搬手段)、1540発(弾頭数)までとする。
4. 投射重量:ソ連のICBMとSLBMの合計の50%以下とする。
- *5. 移動式ICBM弾頭:1100発までとする。
6. 未配備移動式ICBMの規制。
7. 空中発射巡航ミサイル(ALCM):射程距離600km以上を規制対象とする。
8. 通常型ALCMは規制対象外とする。
9. 核SLCM:880発までとする(毎年、5年間の配備最大数を宣言)。
- *10. 近代化等の禁止。
11. 検証措置
- *12. 統合査察機関等の設置。
13. 条約期限:15年(5年の延長も可能)。
- *14. 削減タイムテーブル:7年、3段階(各段階、同レベルを達成)。
(注)*印は90年6月の米ソ首脳会談で合意されたもの。